
韓国における特殊教育の現状と課題

— 江原道 (カンウォンド)、忠清北道 (チュンブクト)、ソウルにおける特殊教育予算と支援事業の分析 —

趙 英 喜・西 本 絹 子

Key Word

Korean Special Education, Integrated Education, Separate Education, Education Office, Special School Principal

【問題と目的】

韓国において1977年から30年間、韓国の特殊教育の土台となった「特殊教育振興法」は、障害児童・生徒に十分な教育的支援を提供できず社会のニーズに応えられないことから廃止された。それと同時に、障害児童・生徒に十分な教育的支援を提供するため2007年5月に「障害者などに対する特殊教育法」が制定され2008年5月から施行された。

2018年現在「障害者などに対する特殊教育法」は、施行されてから10年を経た。この法の第20条・21条では、通常学校での障害児童・生徒に対する統合教育を拒否できないようにし、補助学習機会の提供、通常教師の特殊教育研修の実施などを通じて充実した統合教育を実施するように規定している。これによって表面的には特殊教育対象児・生徒のうち、2008年に67.3%、2017年には70.7%の児童・生徒が統合教育を受けている。このように同法が特殊教育に全般的に大きな発展をもたらしたという事実は同法施行後に現われた統計数値を通じて示されている。

ところが、障害児童・生徒の教育権は量的には向上したように思われるが、質的には相変わらず不十分であり、特殊教育事業を地方に委譲されたことで、特殊教育において地域ごとの格差が生じている状況である。

韓国は17の市・道の地方行政単位から成り、各地方に教育庁が設置されている(参考資料1)。国家が一年ごとの教育予算を各地方の教育庁に配分し、教育庁は国家が配布した財源を活用し、地方の教育の発展のため、教育及び学芸活動を展開できるようになっている。つまり、国家が必要な財源を確保し、各教育庁(地方自治体)に均等に配分することで地方教育財源を安定的に確保し、各地方自治体は同等な水準の教育機会を提供できる。地方間の教育機会の不均衡と教育の質的格差を解消し、国家レベルで、各地域の教育環境をバランスよく発展させることができる機会を提供するようになるということ「地方教育財政交

付金」と呼ぶ。

「地方教育財政交付金」の交付方法は、地方間の児童・生徒数（学校別児童・生徒数に学校別教育費の差をかけて算出する）をもとに基準財政需要額（教職員人件費、学校・教育課程運営費、教育行政費、教育福祉支援費、学校施設費、幼児教育費、放課後学校事業費、財政欠陥保全）を算定した後、基準財政収入額（教育・科学・技術・体育・その他の学芸に対するすべての財政収入）との差額を総額で支援する方式である。その交付金は市・道の教育庁が教育機関と教育行政機関に教育予算として配分される。

2017年度17の市・道の各教育庁に配分された特殊教育予算の特殊教育対象者の一人当たり特殊教育予算が一番低かった地域は忠清北道（チュンブクド）である。忠清北道（チュンブクド）の教育予算は2,409,248,573,000ウォン（約2,410億円）、幼・小・中・高の全児童・生徒数は200,286名で、一人当たり教育予算は12,029,041ウォン（約120万円）である。特殊教育予算は93,054,913,000ウォン（約93億550万円）で教育予算の3.9%である。特殊教育対象者は3,955名で一人当たり特殊教育予算は23,578,991ウォン（約236万円）である。

一方、特殊教育予算の特殊教育対象者の一人当たり特殊教育予算が一番多かった地域は江原道（カンウォンド）である。江原道（カンウォンド）の教育予算は2,707,420,000,000ウォン（約2,707億円）、幼・小・中・高の全児童・生徒数は185,934名で、一人当たり教育予算は14,561,188ウォン（約146万円）である。特殊教育予算は123,573,726,000ウォン（約123億6,000万円）で教育予算の4.6%である。特殊教育対象者は2,936名で一人当たり特殊教育予算は42,076,882ウォン（約420万円）である（表1）。

表1 2017年度地域別児童・生徒数及び教育予算と特殊教育予算額 (円)*

地方行政区分	人口数	幼・小・中・高数	特殊学校		特殊教育		教育予算全般		特殊教育予算		
			児童生徒数	割合	対象者数	割合	予算額(円)	一人当たり予算額(円)	予算額(円)	割合	一人当たり予算額(円)
忠清北道(チュンブクド)	1,594,432	200,286	1,236	0.62%	3,955	1.97%	240,924,857,300	1,202,904	9,305,491,300	3.9%	2,357,899
大田(テジョン)	1,502,227	209,305	1,088	0.52%	3,314	1.58%	181,378,514,400	866,575	8,062,522,300	4.5%	2,432,867
京畿道(キョンギド)	12,873,895	1,724,463	4,691	0.27%	20,151	1.17%	1,395,386,189,900	809,171	50,101,710,800	3.6%	2,487,306
釜山(プサン)	3,470,653	379,033	1,831	0.48%	5,946	1.57%	363,567,236,700	959,197	15,873,528,000	4.4%	2,669,615
仁川(インチョン)	2,948,542	373,040	1,376	0.37%	5,678	1.52%	313,275,494,300	839,791	15,270,062,200	4.9%	2,689,338
ソウル	9,857,426	1,035,073	4,457	0.43%	12,804	1.24%	878,412,910,300	848,648	35,056,959,400	4.0%	2,737,969
済州道(チェジュド)	657,083	87,264	445	0.50%	1,348	1.54%	91,322,732,200	1,046,511	3,818,405,300	4.2%	2,832,645
蔚山(ウルサン)	1,165,132	161,214	789	0.47%	2,587	1.60%	154,230,578,300	956,682	7,440,691,800	4.8%	2,876,185
慶尚南道(キョンナムド)	3,380,404	445,865	1,574	0.35%	6,385	1.43%	447,435,567,100	1,003,523	18,587,079,500	4.2%	2,911,054
光州(クァンジュ)	1,463,770	221,321	967	0.04%	2,781	1.26%	179,615,085,300	811,559	8,130,904,900	4.5%	2,923,734
世宗市(セゾン)	280,100	42,483	108	0.25%	418	0.98%	80,411,653,100	1,892,796	1,377,359,800	1.7%	3,295,119
忠清南道(チュンナムド)	2,116,770	274,195	972	0.35%	4,354	1.59%	317,469,140,800	1,157,823	14,484,972,400	4.6%	3,326,820
大邱(テグ)	2,475,231	320,809	1,607	0.50%	4,686	1.46%	294,350,000,000	917,524	16,264,231,400	5.5%	3,470,813
全羅北道(ジョンブクド)	1,854,607	244,831	1,227	0.50%	3,545	1.45%	308,399,887,200	1,259,644	12,813,549,400	4.2%	3,614,541
全羅南道(ジョンナムド)	1,896,424	228,290	1,082	0.47%	3,685	1.61%	334,960,000,000	1,467,257	13,724,463,300	4.1%	3,724,413
慶尚北道(キョンブクド)	2,691,706	320,875	1,469	0.46%	4,783	1.49%	435,668,600,000	1,357,752	17,823,223,300	4.1%	3,726,369
江原道(カンウォンド)	1,550,142	185,934	909	0.49%	2,936	1.58%	270,742,000,000	1,456,119	12,353,772,600	4.6%	4,207,688
合計または平均	51,778,544	6,454,281	25,798	0.40%	89,356	1.38%	6,287,550,449,600	974,167	260,488,927,700	4.1%	2,915,181

出所：行政安全部政策資料（地域別人口数）、2017年度教育部統計、2017年度特殊教育統計、韓国教育部年度別政府予算対教育予算、2017年度特殊教育年次報告書特殊教育予算から筆者が作成

*各予算額は円単位で表記（10,000ウォン÷10.0=1,000円）

各地域の、教育予算における特殊教育予算の支援割合（比率）は、大邱（テグ）が5.5%で一番多く、その次が仁川（インチョン）4.9%である。一方、特殊教育予算の支援割合が一番低かった地域では世宗市（セゾン）1.7%で、その次が京畿道（キョンギド）3.6%である。世宗市（セゾン）は2012年に17番目の広域自治体（市・道の地方行政区分）として発足した新しい自治体である。また、世宗市（セゾン）は特殊教育予算の支援割合が一番低かった地域であるにも関わらず特殊教育一人当たり予算額は3,295,119円で平均の2,915,181円を大きく上まわっている。

このように地域によって特殊教育の予算額や支援割合などが異なるのは、地域に教育を任せて、主な教育行政を各地域における教育庁の管轄で行っていることによる。このように、国家による予算配分額は地域によってばらつきがあり、さらに特殊教育においては各地域内での教育予算配分によって違いがある。ただ予算面における配分は各地域の特殊性、意識の違いやそれぞれがかかえる問題が反映されているものであろう。

そこで本論文では、17市・道の各教育庁に配分された特殊教育予算の特殊教育一人当たり予算額が一番多かった地域である江原道（カンウォンド）と一番低かった地域の忠清北道（チュンブクト）に対して特殊教育予算がどのように使用されているかについて検討する。また、韓国の首都であるソウルを含め3つの地域に対して特殊教育について予算や支援の内容分析を行う。

【方法】

韓国は17の市・道の地方行政単位から成り、各地方に教育庁が設置されている。各教育庁で行っている特殊教育事業及び特殊教育予算について、公開されている情報をもとに財政分析や教務実行計画書をもとに比較分析する。また、地方の教育庁や特殊学校など可能な限り直接聞き取りをし、現在の問題点や今後の課題等、地域ごとの特殊教育の在り方について調べる。韓国の17地域のうち、この論文では3つの地域江原道（カンウォンド）、忠清北道（チュンブクト）、ソウルを対象として教育庁と特殊学校の校長らにインタビューを行った。地名の公表とインタビュー内容を論文のデータとすることに関しては、すべて了解を得ている。

【結果】

1. 2017年特殊教育事業及び特殊教育予算について公開されている情報

2017年度特殊教育対象者一人当たり特殊教育費は2,969,700円に対して、17市・道の各教育庁に配分された特殊教育予算の特殊教育一人当たり予算額が一番多かった地域は江原道（カンウォンド）4,207,688円である。

一方、特殊教育一人当たり予算額が一番低かった地域は忠清北道（チュンブクト）2,357,899円である。また、ソウルは2,737,969円で特殊教育対象者一人当たり特殊教育費の平均を下回っている。

表1で示した2017年度地域別児童・生徒数及び教育予算と特殊教育予算額を見ると、江原道（カンウォンド）の人口数は1,550,142人で、そのうち幼児、小・中・高の児童・生徒

数は185,943名である。特殊教育対象者は2,936名で、江原道（カンウォンド）全体の児童・生徒数の1.58%の割合である。

一方、忠清北道（チュンブクト）の人口数は1,594,432人のうち幼児、小・中・高の児童・生徒数は200,286名で、特殊教育対象者は3,955名で、全体の児童・生徒数の1.97%の割合である。江原道（カンウォンド）より忠清北道（チュンブクト）の方が幼児、小・中・高の児童・生徒数が14,352名多く特殊教育対象者も1,019名多い。

また、江原道（カンウォンド）は、教育予算270,742,000,000円のうち特殊教育予算額は12,357,372,600円で、この金額は教育予算全体の4.6%である。

一方、忠清北道（チュンブクト）の教育予算は240,924,857,300円のうち特殊教育予算額は9,305,491,300円で、教育予算全体の3.9%である。

児童・生徒数の割が多いが忠清北道（チュンブクト）より江原道（カンウォンド）が教育予算と特殊教育予算を多く使用している。

ソウルは、教育予算878,412,910,300円のうち特殊教育予算額は35,056,959,400円で、教育予算全体の4.0%である。

特殊教育予算の内容では、江原道（カンウォンド）は、特殊教育予算額は12,353,772,600円で、そのうち人件費が6,323,726,900円、学校運営費2,952,460,000円、施設費2,921,525,900円、資産取得費128,070,000円、研究費24,289,800円、その他3,700,000円である。

一方、忠清北道（チュンブクト）は、特殊教育予算額は9,305,491,300円のうち人件費が5,412,589,600円、学校運営費2,575,999,500円、施設費1,064,029,000円、資産取得費56,955,200円、研究費5,118,000円、その他190,800,000円である（表2、図1、2、3）。

表2 2017年特殊教育予算内容 (円)

地方行政区分	特殊教育予算 (円)	人件費 (円)	学校運営費 (円)	施設費 (円)	資産取得費 (円)	研修費 (円)	その他 (円)
江原道（カンウォンド）	12,353,772,600	6,323,726,900	2,952,460,000	2,921,525,900	128,070,000	24,289,800	3,700,000
忠清北道（チュンブクト）	9,305,491,300	5,412,589,600	2,575,999,500	1,064,029,000	56,955,200	5,118,000	190,800,000
ソウル	35,056,959,400	24,603,930,500	9,031,459,100	1,137,966,700	134,601,400	30,828,200	118,173,500

出所：韓国教育部『2017年特殊教育年次報告書』から筆者が作成

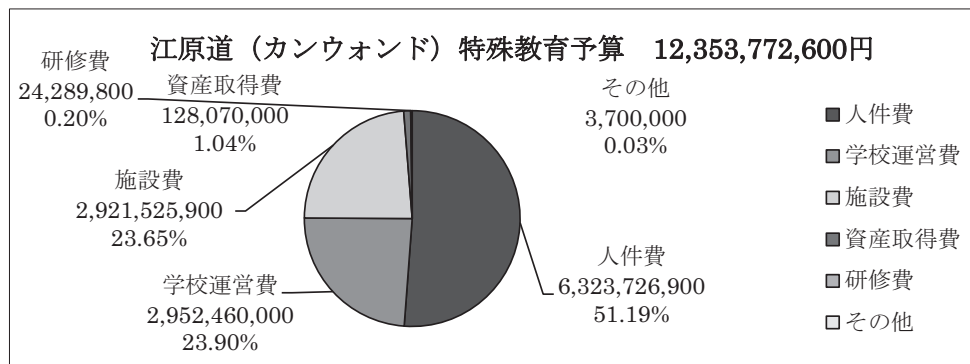


図1 2017年度 江原道（カンウォンド）特殊教育予算内容

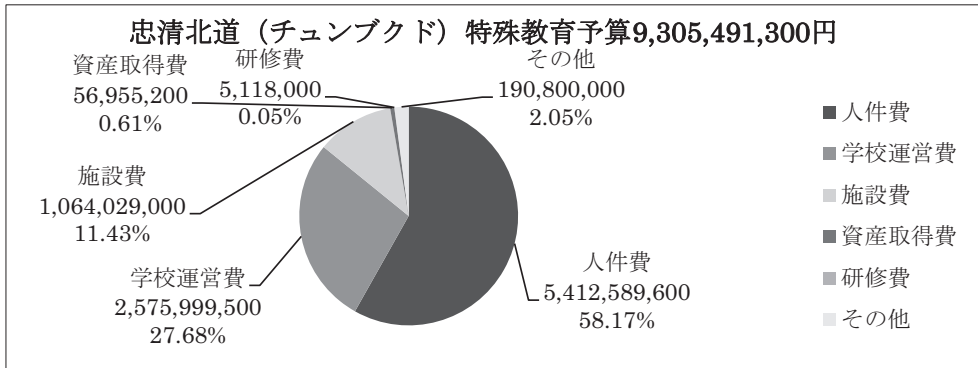


図2 2017年度 忠清北道（チュンブクト）特殊教育予算内容

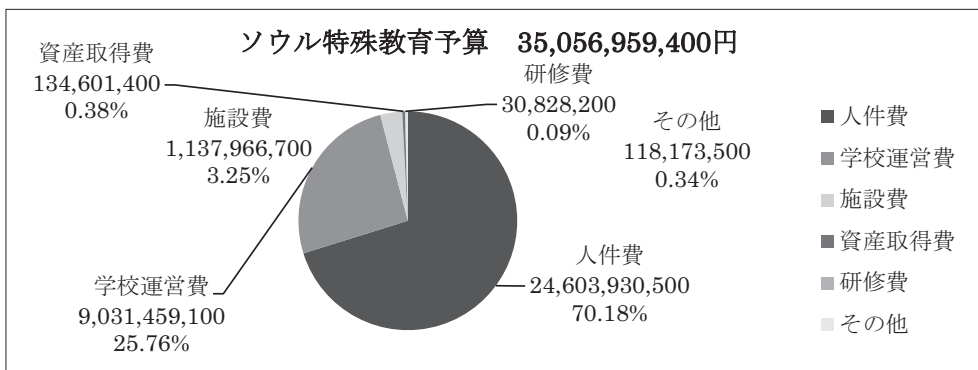


図3 2017年度 ソウル特殊教育予算内容

表2を見ると、特殊教育予算額のうち江原道（カンウォンド）は人件費が6,323,726,900円に対して忠清北道（チュンブクト）は5,412,589,600円である。特殊教育対象者が江原道（カンウォンド）より忠清北道（チュンブクト）の方が多いのに対して人件費が少ない。

また、学校運営費を見ると江原道（カンウォンド）2,952,460,000円に対して、忠清北道（チュンブクト）は2,575,999,500円で学校に対する運営費も少ない。

施設費（障害者便益施設予算含む）では、江原道（カンウォンド）2,921,525,900円に対して、忠清北道（チュンブクト）は1,064,029,000円で、1,888,431,000円の差が出ている。

江原道（カンウォンド）の資産取得費128,070,000円に対して忠清北道（チュンブクト）の資産取得費56,955,200円である。研修費では、江原道（カンウォンド）24,289,800円対し、忠清北道（チュンブクト）5,118,000円である。このように特殊教育対して江原道（カンウォンド）は忠清北道（チュンブクト）より多く特殊教育予算を使っていることがわかる。

2. 特殊教育対象者について、公開されている情報

2017年江原道（カンウォンド）教育統計主要指標⁽¹⁾によると特殊学校は、公立5校、私立2校で、合わせて7校の特殊学校がある。特殊学校別では、視覚障害学校1校、聴覚障害学校1校、知的障害学校5校で、学級数は178級である。特殊学校に在籍している児童・生徒は901名で特殊教員は374人で、児童・生徒の一人当たり2.4名である。特殊学校特殊教

員374人のうち正規教員は294人で期間制教員は80人で、特殊教員全体の22%が期間制教員である。

一方、忠清北道（チュンブクト）教育統計主要指標⁽²⁾によると特殊学校は、公立3校、私立7校で、合わせて10校の特殊学校がある。特殊学校別では、視覚障害学校2校、聴覚障害学校1校、知的障害学校4校、肢体不自由学校2校、情緒障害学校1で、学級は250級である。特殊学校に在籍している児童・生徒は1,236名で特殊教員は433人で、児童・生徒の一人当たり2.8名である。特殊学校特殊教員433人のうち正規教員は338人で期間制教員は95人で、特殊教員全体の22%が期間制教員である。

ソウルの場合、教育統計主要指標⁽³⁾によると特殊学校は、国立3校、公立8校、私立18校で、合わせて29校の特殊学校がある。特殊学校別では、視覚学校2校、聴覚学校4校、知的学校15校、肢体不自由学校5校、情緒障害学校3で、学級数は783級である。特殊学校に在籍している児童・生徒は4,412名で特殊教員は1,538人で、児童・生徒の一人当たり2.9名である。特殊学校特殊教員1,538人のうち正規教員は1,199人で期間制教員は339人で、特殊教員全体の28%が期間制教員である（表3）。

表3 2017年特殊学校数

地方行政 区分	設立別学校数				障害領域別学校数								
	国立	公立	私立	計	視覚 障害	聴覚 障害	知的 障害	肢体 不自由	情緒 障害	計	学級数	児童 生徒数	教員数
江原道 (カンウォンド)	—	5	2	7	1	1	5	—	—	7	178	901	374
忠清北道 (チュンブクト)	—	3	7	10	2	1	4	2	1	10	250	1,236	433
ソウル	3	8	18	29	2	4	15	5	3	29	748	4,412	1,538

出所：韓国教育部『2017年特殊教育統計』、『2017年江原道（カンウォンド）教育統計主要指標』、『2017年度忠清北道（チュンブクト）教育統計主要指標』、『2017年度ソウル教育統計主要指標』から筆者が作成

このように、特殊学校は江原道（カンウォンド）7校、忠清北道（チュンブクト）10校、ソウル29校が設置・運営されている。しかし、特殊学校の数は多いといえない。地域3つとも少ないほうである。2007年「障害者などに対する特殊教育法」制定以後、10年以上経っているが地域3つのうち特殊学校を設置したのは、忠清北道（チュンブクト）で、1校しか増えてない。これによって特殊学校の過密学級の問題と長距離通学問題が生じているのが現状である。

3. 特殊教育事業について公開されている情報

各市・道教育庁の特殊教育運営計画は、毎年特殊教育年次報告書に記載されている。2018年特殊教育年次報告書⁽⁴⁾では、17の市・道の地域の特殊教育推進方向及び計画が示されている。報告書を基に3つの地域の江原道（カンウォンド）、忠清北道（チュンブクト）、ソウルを以下にまとめている（表4）。

表4 2018年 市・道特殊教育運営計画

区別	江原道（カンウォンド）	忠清北道（チュンブクト）	ソウル
特殊教育推進方向	1) 均等な教育機会保障のため特殊教育与件拡大 2) 統合教育効果性拡大のため支援体系構築 3) 障害特性を考慮した特殊教育支援強化	1) 公教育責務性強化を通じた良質の特殊教育保障 2) 家庭、学校、社会が一緒に持続可能な特殊教育支援環境づくり 3) 障害特性別オーダーメイド型支援に特殊教育対象者の力量強化	1) 障害児童・生徒責任教育を通じた特殊教育力量強化 2) 現場中心の特殊教育支援拡大 3) 一緒にする人権親和的の学校文化造成 4) 地域社会連携を通じた社会統合具現
重点推進課題と計画	1) 均等で公正な教育機会保障 ① 特殊学校（級）新・増設拡大 ② 特殊教育教員専門性及び責務性強化 ③ 各学校障害者正当な便宜提供義務徹底 2) 統合教育及び特殊教育充実 ① 統合教育及び特殊教育支援充実、一般学校教員統合教育力量強化 ② 特殊学校及び特殊学級運営改善 ③ 統合教育支援強化及び担当教員専門性を高める ④ 学校教育課程運営の自律性拡大 ⑤ 乳幼児教育強化及び巡回教育支援強化 ⑥ 重度・重複障害児童・生徒支援拡大及び補助人材運営支援 ⑦ 特殊教育対象者の個別化教育強化 ⑧ 特殊教育支援センター運営充実 ⑨ 特殊教育情報化支援強化 ⑩ 特殊教育関連サービス支援 ⑪ 特殊学校（級）放課後学校及び季節学校運営 ⑫ 特殊教育行・財政支援拡大 ⑬ 障害児童・生徒文化芸術・体育支援強化 3) 進路・職業教育支援強化 ① 特殊学校自由学期制実施 ② 特殊教育対象者の進路・職業教育強化 4) 障害共感文化拡散及び支援体制構築 ① 障害児童・生徒人権保護強化 ② 障害児童・生徒安全支援強化 ③ 特殊教育対象者早期発見及び診断・評価体系構築 ④ 全国民対象障害認識改善 ⑤ 特殊教育支援体系強化	1) 均等で公正な教育機会保障 ① 特殊教育機関拡充 ② 特殊教育教員の専門性伸張 ③ 正当な教育便宜提供強化 ④ 特殊教育情報化支援強化 2) 統合教育・特殊教育支援充実 ① 統合教育支援体系強化 ② 一般学校教員の統合教育力量強化 ③ 学校教育課程運営の自律性拡大 ④ 特殊教育対象者巡回教育支援強化 ⑤ 重度・重複障害児童・生徒支援拡大 ⑥ 特殊教育補助人材運営支援 ⑦ 特殊教育対象者の個別化教育強化 ⑧ 特殊教育対象者健康障害児童・生徒教育支援強化 ⑨ 特殊教育支援センター運営充実 ⑩ 障害児童・生徒文化芸術・体育活動支援 3) 進路及び生涯教育支援強化 ① 特殊学校自由学期制全面实施及び拡大運営 ② 特殊教育対象者の進路・職業教育専門化 ③ 障害者生涯教育支援基盤構築 4) 障害共感文化拡散及び支援体制構築 ① 全国民障害共感文化造成 ② 障害児童・生徒人権保護強化 ③ 障害児童・生徒安全支援強化 ④ 特殊教育対象者早期発見及び診断・評価体系構築 ⑤ 放課後教育・ケア支援体系強化 ⑥ 特殊教育支援体系強化	1) 均等で公正な教育機会保障 ① 特殊教育機関拡充 ② 特殊教育教員の専門性伸張 ③ 正当な教育便宜提供強化 ④ 特殊教育情報化支援強化 2) 統合教育及び特殊教育支援充実 ① 統合教育支援体系強化 ② 一般学校教員の統合教育力量強化 ③ 学校教育課程運営の自律性拡大 ④ 特殊教育対象者巡回教育支援強化 ⑤ 重度・重複障害児童・生徒支援拡大 ⑥ 特殊教育補助人材運営支援 ⑦ 個別化教育計画樹立・運営の充実 ⑧ 特殊教育対象者健康障害児童・生徒教育支援強化 ⑨ 特殊教育支援センター運営充実 ⑩ 特殊教育関連サービス支援 ⑪ 障害児童・生徒文化芸術・体育活動支援 3) 進路・職業教育支援強化 ① 特殊学校自由学期制全面实施及び拡大運営 ② 特殊教育対象者の進路・職業教育専門化 ③ 障害者生涯教育支援基盤構築 4) 障害共感文化拡散及び支援体制構築 ① 障害共感文化造成 ② 障害児童・生徒人権保護強化 ③ 障害児童・生徒安全強化 ④ 特殊教育対象者早期発見及び診断・評価運営充実 ⑤ 特殊学校（級）放課後学校・ケア支援体系強化 ⑥ 特殊教育支援体系強化

出所：韓国教育部『2018年特殊教育年次報告書』から筆者が作成

この公開された特殊教育年次報告書に記載された内容に基づき学校運営を江原道（カンウォンド）、忠清北道（チュンブクト）、ソウルは行っている。しかし、事業の内容はほとんど同じである。特殊教育において特殊教育内容や方法が統一されることは、一定の質が担保されるという意味で利点はあるが地域に合わせた教育内容も考えられるべきではないだろうか。また、その時々に入學してくる児童・生徒の障害特性や障害種類に合わせたより柔軟な支援が望まれる。

4. 特殊教育学校現場校長へのインタビュー

2017年度における特殊教育予算の一人当たり予算額が最も多い地域である江原道（カンウォンド）と最も少ない地域の忠清北道（チュンブクト）、及び韓国の首都であるソウルの3つの地域にある特殊学校を、2018年9月3日～18日にかけて訪問し、学校予算や運営内容に関して校長に聞き取りを行った。

訪問したのは、江原道（カンウォンド）の公立2校（①、②）、忠清北道（チュンブクト）の公立1校（③）、私立1校（④）、ソウルの国立1校（⑤）、公立2校（⑥、⑦）の計7校である。

各校の校長に対して、運営予算に関する件、教育部及び教育庁との関係性、今後の課題等に関するインタビューを行った（表5）。

表5 校長へのインタビュー（項目1）

1) 教育部*及び教育庁*で支援される特殊教育予算と学校運営について		
江原道（カンウォンド）	忠清北道（チュンブクト）	ソウル
（公立①） 円滑に運営できている。	（公立③） 予算において放課後支援、全日クラス支援など部分的に不足している。	（国立⑤） 教育部から支援を受けているが、今年から町結混合型などの運営について教育庁の支援も少し受けている。予算は多いほどいいと思う。
（公立②） 学校運営に困難な点はない。	（私立④） 現在、予算の使用目的に対して学校はある程度の自由度があり、校長は体験学習などの直接教育費編成が可能である。予算額も十分といえる。	（公立⑥） 基本運営費、人件費、通学バス維持運営費など教育庁の予算だけでは運営が難しい。学校の規模が大きいため児童・生徒数が多く、施設が大きいため多くの費用がかかるのであるが、教育予算が多いとはいえない。
		（公立⑦） 教育庁の支援だけでは学校運営が難しい、現在は予算内で何とかやりくりしている状態である。

*教育部：中央官庁（日本の文部科学省に該当）

*教育庁：各地域の教育行政機構（教育部で決定された政策を執行する下部執行機関である。）

項目1は、現在特殊教育予算を教育部又は教育庁から受け取り、その特殊教育予算で学校経営において、学校運営が円滑にできるかについて質問している。

江原道（カンウォンド）の公立①、②は学校運営において予算面での困難を表明してはいない。忠清北道（チュンブクト）の公立③も満足できる状態とはいえないとのことであり、ソウルの国立、公立各1校は不足している状態である。2017年特殊教育統計からみる

と、児童・生徒1人当たり予算額で見ると、江原道（カンウォンド）100%に対して、忠清北道（チュンブクト）56%、ソウル65%であり、ある程度は予算に沿った結果といえる。ただ、予算額が少ないはずの忠清北道（チュンブクト）の私立1校はインタビューへの回答としてはかなりのレベルで満足しているし、使用面での自由度が高いと感じている。これだけを見ると特殊教育予算は地域格差もあるが、各学校における予算編成上の制約が大きい国立、公立と、あまり制約がなく自由度が高い私立の違いも見られる。

校長へのインタビュー（項目2）

2) 教育部及び教育庁の支援に関して		
*満足している点		
江原道（カンウォンド）	忠清北道（チュンブクト）	ソウル
(公立①) 基本運営費、目的運営費などの予算をうまく使えば足りなくない。	(公立③) 環境予算（現在駐車場工事中）、空気清浄器など必要な設備関連支援。	(国立⑤) 放課後支援、治療支援など障害者支援事業のプログラム運営費。
(公立②) 体験活動などの教育課程運営費や、重複障害支援など予算は豊富である。	(私立④) 放課後支援や現場体験学習等、支援内容の多様化と通学用車両や通学費支援に関する予算。	(公立⑥) 放課後支援でコンピュータープログラム支援費を受けている点。 (公立⑦) 目的事業費（放課後支援）に対して予算の支給がある。
*不満な点について		
(公立①) サービス支援と放課後支援に対して予算の上では足りてないが、保護者から見ても足りないと感じているかもしれない。	(公立③) 幼稚園から専攻科までであり学校規模が大きいのが、規模に対して予算が足りていない。分離が必要と感じている。特にプログラム運営において予算が足りない。	(国立⑤) 施設環境改善費が足りていない。
(公立②) 学校内施設が古く、新しくしたいが、予算上あまり進められない。現在、内部工事や教室内にテレビ設置など少しずつ行っている状態である。	(私立④) 学校施設や教育環境改善ができない。学校が古い上に教室が狭く、使用上の制約がある。	(公立⑥) 現在の運営費の中では、学校の障害特性、教育課程など一貫した支援は難しいと感じている。 (公立⑦) 特殊学校の規模が大きいため教育予算が足りない。また、目的事業費などは使用上の制約があり、学校側で自由に使えない点。
*その他の要求について		
(公立①) 施設費が必要である。	(公立④) 学校の現物が古いので新築が必要と感じる。	(国立⑦) 学校の事情や立場に則した弾力的な予算支援と配分が必要である。
(公立②) 小・中・高の分離が必要だと思う。学校運営面において一緒にすることは困難である。学校施設もまた分離するべき。	(私立③) 学校の建物が古いので新しく新築する必要がある。教室や特別室を作ることができないでいる。	(公立⑤) 施設費、研究費、部署別（小・中・高など）に予算を編成してほしい。 (公立⑥) 過密学校なのでより多くの予算が必要である。また、障害特性に合った支援が必要と考える。特に専門家の連携支援が必要である。

項目2は、教育部、教育庁の予算に対して満足している点と不満に感じている点を質問している。

江原道（カンウォンド）、忠清北道（チュンブクド）、ソウルの各地区に共通しているのは、基本的な日々の学校運営面では予算は足りているが、施設面では多くの学校で改善できないでいることに不満を表明している。

公立校において、学校規模に対して予算が少ないと感じている校長が多くあり、小・中・高別々に予算を編成するべき、あるいは弾力的にするべき等の意見が見られる。なかには小・中・高の運営形態には無理があるのではないかと感じている校長もいるということである。これは運営予算面だけでなく、物理的な分離（小・中・高）施設及び運営をそれぞれ個別にするべきという意味も含まれている。

校長へのインタビュー（項目3）

3) 教育部及び教育庁との連携について		
*うまくいっていることについて		
江原道（カンウォンド）	忠清北道（チュンブクド）	ソウル
(公立①) 教育庁は大きいガイドラインを提示してそれらを学校内で運営しているため大きな困難はない。	(公立③) 教育庁との連携は良い。保護者からの要求について対応してくれる等。	(国立⑤) 教育部及び教育庁とは全般的に円滑なコミュニケーションがとれている。
(公立②) 教育庁とはうまくいっていると考えている。	(私立④) 教育予算をたくさんもらっている。例えば児童・生徒の活動費支援、放課後支援、補助員配置等である。	(公立⑥) 必要な部分があればいつでも連絡可能、教育庁で納得すれば即時に支援してくれる。
*困っていることについて		
(公立①) 現在のところはない。	(公立③) 保護者の要求が多い。	(国立⑤) -
(公立②) 進路・職業児童・生徒の社会参加及び社会適応の場がない。	(私立④) 教育庁の担当者に行政管理に対する専門性が欠けている。	(公立⑥) 困っている点はないが施設に関する問題は早く支援してほしい。
(公立⑦) 教育活動に対して学校予算の支援が適切であるか疑問である。		

項目3は、教育部及び教育庁との連携について質問している。

全般的に、教育部及び教育庁との連携においては良好との回答である。直接の担当者への個別の不満はあるものの、むしろ困難を感じているのは施設等に関する予算の面であり、学校単位では解決できない、卒業後の社会参加を学ぶ機会がないことに対するものであるという意見や、保護者との距離の持ち方にあるようである。

校長へのインタビュー（項目4）

4) 学校運営における成果と、現在努力していること		
* 成果及び努力していることについて		
江原道（カンウォンド）	忠清北道（チュンブクト）	ソウル
(公立①) 森の学校運営等、児童・生徒の教育環境づくりを行っている。専攻課程に支援を惜しまないようにしている。	(公立③) 高等部、専攻科の職業教育に力を入れている。	(国立⑤) 教育課程の効果的運営と児童・生徒の潜在的能力を高める学級プログラム開発している。
(公立②) 児童・生徒の自立のための転換（いろいろな方法）教育と家族と一緒に暮らせるための家族支援を行っている。	(私立④) 児童・生徒が学校に行きたいと思う学校づくりを心掛けている。教師の専門性を高めるために研修費支援を行っている。	(公立⑥) 授業方法の研究、児童・生徒の安全のために授業環境改善や教師の勤務環境改善、また保護者との関係に力を入れている。
		(公立⑦) 障害特性に合った教育課程や児童・生徒の安全に対して力を入れている。
* 努力するうえでの困難について		
(公立①) 教師及び補助員の専門性が不足している。	(公立③) 児童・生徒の障害状態に対して保護者の期待値が高いこと。	(国立⑥) 保護者からの要求や地域住民からの請願事項（騒音、車など）。
(公立②) 特殊教育関連の専門家が不足している。	(私立④) 情報不足のため保護者とのコミュニケーションが不足がちである。教師の専門性が不足している。	(公立⑥) 施設の、財政的予算が足りないこと。 教師の力量強化が必要である。
		(公立⑦) 補助員や社会服務要員の専門性が不足している。

項目4は、学校運営における成果と、現在努力していることについて質問をしている。

多くの学校長が、教師(及び補助員)の専門性不足を指摘している。いつの時代でも、世代間において上の世代が下の世代を力量不足とみる傾向があるので、客観的データとはいえないが、教師の専門的力量を上げることで教育をさらに充実する必要があるといえる。ここでいう補助員や社会服務要員とは、正式な教員ではなく学校運営や児童・生徒の学習において補助的に配置される人を指すが、これらの人たちに対する基本的な教育がなされないままに日々の学校運営等に携わることになる傾向があり、障害に対する認識が不足したまま児童・生徒と接することになるためにさまざまな摩擦が生じている。

校長へのインタビュー（項目5）

5) 特殊学校の課題と今後の目標		
江原道（カンウォンド）	忠清北道（チュンブクト）	ソウル
(公立①) 障害者に対する認識改善が必要、また教師の専門性が必要、さらに保護者との信頼関係が必要である。	(公立③) 教育指導強化と児童・生徒の自立。	(国立⑤) 重度重複障害児童・生徒の社会参加と社会とともに生きることができるよう方法を模索して実践すること。
(公立②) 学校の小規模（小・中・高分離）をするべき。 障害が軽い児童・生徒は一般学校に通うことができる環境づくりが必要。	(私立④) 児童・生徒中心の教育の充実。 教育プログラムの開発。 特殊教育に関する世界情勢把握。 学校内に心理カウンセラーを配置すること。 1学級あたりの児童・生徒人数を減らすこと。 教科学習の理論より体験中心の教育が必要。	(公立⑥) 特殊学校に対する地域住民の認識（理解）が不足している。 職業教育のために社会または実習できる場所が多く必要。 特殊教育関連機関との融合的な連携が必要。 小・中・高を分離して小規模化すること。 (公立⑦) 個別教育と障害特性に合った教育課程支援と政策が必要。 児童・生徒達の幸せ。

項目5は、特殊学校の課題と今後の目標を質問している。

ここでも小・中・高の分離を訴える意見がある。それ以外にも、個別教育と障害特性に合った教育を訴える校長もある。現在のような広範囲に及ぶ障害特性を持つ児童・生徒をまとめて一つの学校で特殊教育を行うのではなく、その規模を小さくし、出来るだけその特性に合った教育に移していくべきであるという考えは、一部の賛同を得る側面もあるだろう。

5. 忠清北道（チュンブクト）教育庁の特殊教育担当者のインタビュー

ここでは、忠清北道（チュンブクト）の教育庁の特殊教育担当者に対する特殊教育関連事業についての聞き取りの結果を記載する。

忠清北道（チュンブクト）教育庁特殊教育担当者に対するインタビューは23項目である（以下）。

1. 統合教育に向けて教育庁はどのような事業に力を入れているか？

—現在、特殊教師確保率は73%で、期間制教師は100人程度いる。通常学校の特殊学級を設置（増設）する場合、教師の確保ができないと設置できない。しかし、特殊教育対象者が一人でもいれば期間制教師を派遣し、通常学校の特殊学級設置を推進している。また、特殊教育対象者の支援拡大及び特殊教育の質を上げるために特殊教育院を開院し特殊教育の基盤を固める段階である。学校支援において第一特殊教育支援センターが行い、第二特殊教育院が行っている。

忠清北道（チュンブクト）教育庁の直属機関として2017年11月に特殊教育院を開設している。忠清北道（チュンブクト）特殊教育院の理念として「特殊教育支援センターの拡大運営及びネットワークの構築」、「特殊教育プログラムの開発と教員の研修」、「特殊教育

の基礎・政策研究」、「特殊教育対象者の進路・職業教育強化」などである。

2007年に「障害者などに対する特殊教育法」が制定され11年が過ぎている。2007年における特殊教育教員は12,249人で児童・生徒65,940名（18.8%）に対して、2018年の特殊教育教員は20,039人で児童・生徒90,780名（13.3%）である。この11年間で、特殊教育教員は7,790人しか増えていない。さらに「第5次特殊教育発展5ヵ年計画（2018～2022）」によると、2017年特殊教育教員配置率は62.2%である。100%になるには29,000人以上の特殊教師が必要である。政府は2022年まで特殊教育教員法定員の92%を達成させるといっている。しかし、2019年特殊教育員任用候補者選定競争試験事前予告で発表された幼・小・中の全体特殊教育教員の選抜人員は377人である。特殊教員の不足により、期間制教員を充当しているがその期間が終わると障害児童・生徒は他の教師から授業を受けなければならない。短期間で教員が交替せざるを得ないという状況には、児童・生徒と教師との信頼関係の不足により教育面において適応困難が生じる可能性があるといえる。

2. 統合教育に向けて事業を行う上で困っていることがあるか？

— 小学校教育課程は前より多様化され、児童・生徒間の協力活動と参与活動を中心として進行している。前までは、障害の程度により特殊学校に行く児童・生徒が多かったが、現在通常学校に在籍している児童・生徒も増えてきて、通常学校では、友達又は教師とのトラブル及び問題行動や行動の修正などが難しい。

2018年度特殊教育統計⁽⁵⁾によると、忠清北道（チュンブクト）の特殊教育対象者は去年3,955名より67名増えて4,022名である。特殊学校に在籍している児童・生徒数は1,262名（31%）で、通常学校通常学級714名（18%）、通常学校特殊学級2,033名（51%）が在籍しており、特殊教育支援センター13名（0.3%）の幼児がいる。特殊教育対象者は、特殊学校より通常学校に多く在籍している（69%）。

特殊学校に在籍している児童・生徒より、通常学校の通常学級・特殊学級に在籍している児童・生徒の数が多し。そして、通常学校に在籍している障害児童・生徒の半数以上は特殊学級に在籍している。2019. 1.14の韓国日報⁽⁶⁾のコラムに通常学校の特殊学級の現状について書かれているが、障害児童・生徒が通常学校に在籍すると通常学級と特殊学級の授業の比率及び科目別などを保護者と教師間で合意のうえで決めることとされているが、現実には教師の提案に従うことが多いという。また、特殊学級は学校という社会において他とは違う分離された空間を持ち、その中で障害児童・生徒に対する教育をおこなっている。つまり特殊教師及び特殊教育支援を提供する人々は、障害児童・生徒も健常児と同じく通常学級において教育を受けることができるよう支援を行うべきであろう。

統合教育の理念に沿って、今後は特殊教育の量だけではなく質を高めることが大事である。

3. 特殊教育対象者の障害類型・障害程度などを考慮した教育課程と関連支援を提供するためどのような働きかけを行っているか？

— 基本的（全般的）に特殊教育支援センターが支援を行っているが、現在視覚学校2校、聴覚学校1校があり、児童・生徒の支援において拠点支援センター（感覚支援センター）を運営・支援している（例えば、弱視の児童・生徒に拡大鏡支援）。また、通常学校にいる重度・重複の児童・生徒のため拠点支援センターで支援を行っている。

今は単純な視・聴覚障害は減っているが、重複・重度障害が増えているため特殊学校に

いる重度・重複障害児童・生徒に重複学級を編成している。しかし、個人的な悩みでもあるが、かつて重度・重複障害児童・生徒は例外的に一部のみという認識であり、重複学級として一つの学級での支援を行ってきた。しかし今は単一の障害は減り、重度・重複障害が増加傾向にあり、クラスへの配置割合と人数において悩んでいる。

特殊学校10校のすべてに専攻科を設置し、進路・職業教育の現場実習や職業教育場を提供している。特殊学校10校のうち、教育部が指定する2つの学校と、道（教育庁）が指定する1つの学校が学校運営を行っている（その内容は後述の間6-10に記載する）。

現在、忠清北道（チュンブクド）教育庁が支援する進路・職業教育に向けた現場の体験用施設（カフェ）は1か所のみであり、質・量共に充実することが今後の課題であろう。特殊教育現場で多く耳にし、今回の忠清北道（チュンブクド）教育庁へのインタビューでも担当者から聞かされた発言に「重度・重複障害が増えている」というものがある。重度・重複障害児が増えているという発言についてはいくつかの原因が考えられる。1つ目としては、実際に重度・重複障害者の人数が増えているということだ。今は様々な障害種が判明し、障害名が増え、そのために重度・重複障害が増えたこともあるだろう。2つ目は、障害の診断基準が時代と共に変化しており、かつては「少々変わっている」だけで障害と診断されなかった人たちが障害者と診断されるようになってきたことだ。3つ目は、従来からある障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に発達障害が加わったことである。自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害、学習障害等の発達障害は定義が細分化され、またしばしば合併するために、重複と診断されるケースが増えている。

4. 特殊教育対象者が自己実現と社会統合を行うためどのような働きかけを行っているか？

—社会統合のため、カフェ運営、学校企業運営、拠点支援センターによる支援を行っている。また、障害者の就職事業を行い実習と現場学習の空間を整えて運営している。

教育部の障害者大学生就職実態分析及び関連政策方向の研究調査によると2017年4月基準で、全国8,870名の障害大学生の就職率は35.3%である。これは4年制大学の健常者就職率70%と比較すると半分の水準しかない。

5. 特殊教育対象者に対する個別化教育（個別指導）についてどのような働きかけを行っているか？

—現在、教育庁では個別化教育に対して特別に推進することはない。しかし、特殊教育院の特殊教育課の中に4つのチームがあり、その1つの企画チームが個別化教育を担当している。現在、個別化教育の手順、形態、実行など、忠清北道（チュンブクド）に合ったマニュアルを開発している。

忠清北道（チュンブクド）特殊教育院の特殊教育課では「企画研究チーム」、「教育研修チーム」、「進路・職業チーム」、「特殊教育支援チーム」と4つのチームで特殊教育関連事業に取り組んでいる。その具体的内容は以下のものである。

「企画研究チーム」

特殊教育関連マニュアル開発（個別化教育マニュアル開発、個別化教育運営支援）、特殊教育政策研究（特殊教師心理実態調査など）、報道資料教務（教育庁や特殊教育院のホームページ掲載）などの事業を行っている。

「教育研修チーム」

教員資格研修、通学学校管理者研修、地域特殊教育支援センター及び特殊教育関連者研修、国内研修など研修に関する事業を行っている。

「進路・職業チーム」

進路体験室運営総括、進路・職業教育年間プログラムの計画と運営、障害児童・生徒の就職支援運営、自由学期制運営、進路・職業行事及び大会総括などの事業を行っている。

「特殊教育支援チーム」

地域特殊教育支援センター運営及びコンサルティング、障害児童・生徒人権支援団体運営、障害理解教育運営、放課後学校運営などの事業を行っている⁽⁷⁾。

「障害者などに対する特殊教育法」により、個別化教育とは、学校の長が特殊教育対象者個人の能力を啓発するために、障害類型及び障害特性に適した教育目標、教育方法、教育内容、特殊教育関連サービスなどが含まれた計画を樹立して実施する教育である。

個別化教育支援チームは、個別化教育のために学期ごとに個別化教育計画を作成しなければならない。通常学校で統合教育を追求する場合、特殊教育教員、通常教員、進路及び職業教育担当教員、特殊教育関連サービス担当者、保護者などがチームの構成員になることができるが、現実的にこれをすべて主導する人は特殊教師である。

6. 現在、特殊教育対象者の特殊教育の支援内容において過去10年の実績と今後の課題とは何か（6-1から6-13まで）？

一私は特殊教育教員として20年の経歴を持ち、そのうち特殊学級教師として14年勤務しており、最初のころは特殊学級費が0円であった。しかし10年前から特殊学級予算を目的性経費として教育庁で確保し、特殊学校運営費として支援している。現在、年間にして幼・小・中は特殊学級予算として1クラスあたり45万円、高校は60万円を支援している。また、特殊教育5ヵ年計画を立てて推進している。来年の予定としては、老朽化した特殊学校を新築する事業と特殊学級モデル事業を行う予定である。その内容は特殊学校の場合、老朽化した特殊学校1校当たり支援予算として5千万円を学校施設や児童・生徒バリアフリー化などに充てることとしている。特殊学級の場合、新設に対しては400万円（施設費200万円、教材費200万円）、既存の特殊学級に対しては300万円の予算を設定している。特殊学級モデル事業として来年から5年間で40学級を支援する予定である。これは施設環境的な事業であるが、同時に忠清北道（チュンブクド）特殊教育の中長期発展を目指して研究領域を拡大し、現在教授らが研究中である。その研究により、特殊教育において具体的な環境・組織・教育課程など全盤的な方向を描くための事業を推進している状況である。

忠清北道（チュンブクド）においては、特殊教育支援体制強化のため特殊学校（級）の教育環境改善現代化事業を年次にて推進する予定である。年次推進する予定の1つは、特殊学校の障害類型、教育課程運営状況、教育環境施設・老化程度などを考慮した教育環境改善を2019年～22年まで行う。2つは、特殊学級設置年度、統合教育環境（より高い便宜性を整える）、特殊学級施設・設備の老化程度などを考慮した教育環境改善を2019年～22年まで行う。3つは、推進日程として、対象の学校事前調査（6月中）→事前調査結果分析（7月中）→2019年本予算要求資料提出を予定している⁽⁸⁾。

6-1) 無償教育支援は何年からできているか？また、無償教育支援は何人受けているか？

一特殊教育改訂以後2007年から高校まで支援が拡大している。現在、4,000名程度の特

殊教育対象者に無償教育支援を行っている。

通常、韓国の教育課程は、小学校6年、中学校3年、高校3年、大学4年（専門大学2年）で構成される。小学校6年と中学校3年は義務教育期間でありかつ無償教育が提供される。

義務教育とは、国民の社会的身分や経済的地位の差別なく、その能力によって教育を受ける権利を認め、国家はその国民の権利を保護するために学校を設置して教育の機会を平等に与える教育制度である⁽⁹⁾。これを実施するために、学齢児童を持つ保護者は、就学させる義務があり、国や公共団体は教育を実施できる施設を備える義務がある。教育を受ける権利の主体は、もともと就学年齢にある未成年者であり、独立して生活できない者なので保護者が子どもを就学させる義務を果たさなければこの権利は実効性がない。したがって、教育を受ける権利の実効を期する目的で教育の義務を保護者に課している⁽¹⁰⁾。

特殊教育課程は、3歳未満から17歳より上の特殊教育専攻科までを無償、さらに幼稚園、小学校、中学校、高等学校までを義務教育としている「障害者などに対する特殊教育法（第3条、第18条）^(注1)」。

特殊教育では義務教育期間は、国家及び地方自治体が入学金、授業料、教科用図書代金、学校給食費などを負担する。また、必要な場合、学校運営支援費、通学費、現場体験学習費などを予算の範囲で負担および補助することができる。そして、無償教育期間は、障害の早期発見のための診断評価費用、早期教育費及び高等学校卒業者に対する進路・職業教育提供のための専攻と教育費などを無償で提供することになっていて非常に手厚い制度である。

6-2) 特殊教育補助員は何人配置されているか？

一特殊教育補助員は367人程度が配置されている。実は、補助員が不足しているので社会服務要員を申請して配置している。また、有給ボランティアの支援を受けている。各学校で有給ボランティアを募集し、活動費（一日3,500円）を支給しており、その対象は中高年の40代～50代の人である。今年は90人程度の支援を受けている、が来年は170人程度を予想している。

6-3) 特殊教育機関の全日・放課後学校は何校が行っているか？また、どんな形態か？

一特殊学校10校のうち、全日クラスは30学級で、通常小学校、併設幼稚園合わせて14学級がある。この学級は全日担当者（教育公務職）が配置された学級で、全日担当者が配置された学級だけ支援している。内容としてはケア教室、治療活動、作業活動などを行っている。来年からは運営費として70万円を支援し、外部から専門家を招き、活動の幅を広げる予定である。

現在、忠清北道（チュンブクド）は「全日クラス運営」と「特殊教育オーダーメイド型放課後学校」を運営している。「全日クラス運営」は44学級（特殊学校30学級、特殊学級14学級）に人件費、運営費を支援している。また全日クラス1級当り担当者1人を配置している。「特殊教育オーダーメイド型放課後学校」運営では、才能教育、治療教育、職業教育など需要者を中心に運営しており、放課後プログラム講師料及び運営費を支援している⁽¹¹⁾。

6-4) 特殊教育支援センターはいくつ運営しているか？また、特殊教育支援センターはどのような教務を行うか？

一忠清北道（チュンブクド）は、10の市・郡があり、特殊教育支援センターを10個運営している。特殊教育支援センターの教務は、法律で定められた教務を行っている。

「障害などに対する特殊教育法」第11条（特殊教育支援センターの設置・運営）について、第1項教育監は、特殊教育対象者の早期発見、特殊教育対象者の診断・評価、情報管理、特殊教育研修、教授・学習活動支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育などを担当する特殊教育支援センターを下級教育行政機関別に設置・運営しなければならない。第2項、第1項による特殊教育支援センターは、下級教育行政機関や特殊学校、特殊学級が設置された一般小・中・高等学校又は管轄地域の官公署（障害者福祉館を含む）など特殊教育対象者をはじめ、地域住民のアクセスが容易な場所に設置しなければならない。第3項特殊教育支援センターの設置・運営等に関して必要な事項は大統領令で定める⁽¹²⁾。

6-5) 治療支援に対して何人がその支援を受けているか？

―治療支援の申し込みがあれば支援を受けることができる。特殊教育支援センターや特殊学校に治療者が配置しており、一部不足しているところでは、外部治療者一人当たり1万円を支援している。

2018年度治療支援現状の忠清北道（チュンブクト）では、支援人員2,690名で支援予算は320,624,200円で一人当たり119,200円である。この金額は、治療支援全体43,320名で、治療支援全体予算5,673,704円で、一人当たり130,920円に満たない金額である。

6-6) 病院学校（学級）の設置はいくつあるか？また、どんな形態で運営しているか？

―忠清北道（チュンブクト）大学病院学校1校があり、入院している児童・生徒を対象にしている。また、健康障害児童・生徒のための事業を運営している。

病院学校の目的は、健康障害で長期治療を受けている児童・生徒の学業の連続性及び同年代関係を維持させること。また、学校教育が受けられない状態をさげつつ学校に出席する負担感を最小化させ、心理的、情緒的安定を通じて治療の相乗効果を高めることである。現在、韓国の17地域のうち10地域（59%）が病院学校を設置、運営している。しかしながら、病院学校がない7地域（41%）は特殊教育対象者の教育を受ける権利が欠けているといえる。

6-7) 通常学校におけるバリアフリー施設が設置されている学校はいくつあるか？

―バリアフリーの施設は法的に整えている。ただ、エレベーターがない学校が何校もある。これは短期間でできることではないが特殊教育対象者がいれば予算を策定し、バリアフリー化を支援しているところである。

障害児童・生徒にとって学校内にエレベーターが設置されていないということは、教育内容や教育方法を以前の基礎的な課題である。

6-8) 特殊教育対象者の学校給食支援では小・中・高・専攻科を含めて何人が受けているか？

―特殊教育対象者全部が給食支援を無料で受けている。給食、統合、治療、放課後、教育費、修学旅行費などの支援を行っている。

韓国の特殊教育対象者はすべての教育課程において給食支援を無料で受けている。一方、健常児の場合は、小・中だけが無料の給食支援を受けている。地域によって高等学校でも無料の給食を受けることができる学校もある。韓国の教育において小・中・高の全面無料給食実行に向けて進めている最中である。

6-9) 障害幼児の無償教育支援を受けている幼児は何人いるか？

―特殊教育支援センターに13名の幼児が支援を受けている。

6-10) 学校企業運営などの進路指導を受けている児童・生徒は何人いるか？

一チョンジュ盲学校、コッドンネ学校、チュンジュソンシン学校の3つが学校企業学校として運営されている。専攻科児童・生徒を中心として運営される。

学校企業運営として「チョンジュ盲学校」では、天然石鹸製造、生活陶芸製作、コーヒー飲料の調理、点字表示板の作成」などを行い、「コッドンネ学校」では、製菓、製パン、コーヒー飲料の調理などを行っている。また「チュンジュソンシン学校」は、コーヒー飲料の調理を学校企業学校として運営している。さらに、統合型職業教育拠点学校として「チュンジュ農業高校」、「チュンブク産業科学高校」、「チェチョン第一高校」がある。専攻科児童・生徒を中心として運営し、現在障害者就職に参加している児童・生徒は48名である⁽¹³⁾。

6-11) 進路及び職業訓練教育支援を受けている児童・生徒は何人いるか？

一専攻科児童・生徒は進路・職業訓練を行っている。教育庁では、雇用事業児童・生徒とカフェ現場実習児童・生徒などを支援している。

6-12) 自立生活訓練教育の支援を受けている児童・生徒は何人いるか？

一高等部児童・生徒と専攻科児童・生徒を対象としている。専攻科は、就職のために運営されていたが、現在重度・重複化が進む中、就職が可能な児童・生徒より可能ではない児童・生徒が多くなっている状況で、自立生活と基本生活形成課程を中心として運営している。

6-13) 障害理解教育事業はどのような内容と形態で行っているか？

一教育庁では、人権支援団体を通じて学校を支援している。例えば、最近では社会一般に向けて障害に対する認識の改善を障害者団体で行っている事業が多くなっている。教育庁は、後援と広報、案内を行っている。また、忠清北道（チュンブクド）特殊教育院では、障害に対する認識を改善するために、授業支援講師を養成し、学校に出向いて障害のある人の人権と障害理解教育を行っている。

6-10) から6-13) は、障害児童・生徒の進路・職業教育及び自立生活訓練教育など社会統合に向けた質問である。障害児童・生徒が学校卒業後、自立するための地域社会の環境を整備し、現場中心の進路・職業教育を積極的に支援しなければならない。しかしながら、2017年障害者実態調査⁽¹⁴⁾によると15歳以上の障害者人口252万2593人中93万1028人(36.9%)で全体15歳以上の就職率61.3%の半分の水準である。また、障害者義務雇用比率を順守した企業は10社のうち2社だけである。雇用労働部によると1000人以上の大企業のうち義務雇用率を順守した企業は23.9%である。ほとんどの企業が雇用義務を無視し、雇用負担金を納付している状況である。

また、2018.04.20ノーカットニュース⁽¹⁵⁾によれば、事例1) 高校生になってから視力を失ったAさん(26)は、マッサージ師等になるよりは、社会事業家になりたいという夢を実現するために経営学科に入った。ところが、経営学科全体で視覚障害者はAさん一人だけだった。会計について勉強したくても点字の専門本はなかった。事例2) 今年4年生になり本格的な就職戦線に飛び込んだB(25)さんは最近、就職博覧会で不快な経験をした。車椅子に乗った自分を見て採用担当者が“その身を持ってどうやってここまで来たのか感心する”と言ったからだ。Bさんは“企業では私を一人の就職準備生と見るのではなく障害者としてだけ見ている”とし“皆が行く大企業に行きたかったが特殊な状況について理

解してくれるところはほとんどない”と話した。事例3) ソウル市の重症障害者インターンとして働いているC(26)さんも就職準備生時代に受けた冷遇を忘れられずにいる。Cさんは2年前の求職活動当時一般人と障害者を一緒に選ぶという5つの機関を志願したがみんな“障害者は苦しくて採用できない”という答えを受けたと話した。

この事例のように障害児童・生徒が学校卒業後、社会構成員として生きる道は狭いのである。経済合理性を求める企業任せではなく、学校や政府は障害児童・生徒の社会参加に向けて、現場中心の進路・職業教育を積極的に支援しなければならない。また、障害児童・生徒の障害特性を含めたオーダーメイド形式のような支援がより必要である。また、障害者に対する理解や認識を改善する教育が強化される必要がある。

7. 特殊教育担当教員一人当たり児童・生徒数4人となっているが通常学校特殊学級では法律で定めた人数になってない。教員の従足について教育庁ではどのような方法を考えているか？

― 特殊教師の確保について努力している。現在、定員の期間制で充当している。

毎年、障害児童・生徒は増える傾向にあるが現場である学校では特殊教師が足りてない状況である。これは障害児童・生徒たちが受ける教育の質と直結するもっとも重要な問題であると言える。

8. 満3歳未満の障害乳幼児に対する早期発見や専門的な教育のため教育庁で行っている事業があるか？

― 教育庁と自治体が協力して運営しなければならないが簡単ではない。なぜなら、自治体に登録した障害乳幼児のデータを教育庁は持っておらず、自治体と協力して案内や広報するのが難しい状況だからである。子どもの家（保育園・幼稚園）に特殊教育の広報と案内を行っている。また、障害があることの登録ができれば自治体を通じて広報、案内ができるが、登録がされていなければ支援を行うことができない。

9. 特殊教育対象者の早期発見に向けた診断・評価などどんな教材を開発しているか？

― 既存の標準化された検査機器を使用している。早期発見の診断・評価は、病院での診断を優先している。教材の開発はしていない。

現在、特殊教育対象者の早期発見の診断・評価の教材として、いろんな種類があるが代表的に使われる教材として3つある。1つは、韓国乳幼児発達選別検査（Korean Developmental Screening Test for Infants & Children; K-DST）で、生後4ヶ月～71ヶ月まで、乳幼児健康診断の際に実施される。乳幼児の月齢に適応した質問紙を使用する。粗大運動、微細運動、認知、言語、社会性、日常生活動作の項目より構成されている。

2つは、特殊教育院適応行動検査（Korea National Institute for Special Education - Scales of Adaptive Behavior ; KNISE-SAB）で、21ヶ月～17歳まで、乳幼児を6ヶ月以上観察し、児童の特性と行動をきちんと把握している情報提供者との面談を通じて実施される。結果は、理論性（言語性）、社会性などの適応指数と全体適応行動で算出される。

3つは、乳幼児発達検査（Korean Child Development Inventory ; K-CDI）で、15ヶ月～6歳まで、親による観察を通じて乳幼児の深い発達の情報を得る体系的な児童発達検査である。発達領域（社会性、日常生活動作、粗大運動、微細運動、表現言語、言語理解、文字、数字、全体発達の9個の下位尺度270項目）と問題領域（視覚・聴覚・発達・適応能力問題、運動能力問題、言語能力問題、未成熟問題、注意集中問題、行動問題、情緒問題

の7個の下位尺度30項目)より構成されている⁽¹⁶⁾。

特殊教育において、障害乳幼児の早期発見と治療はもっとも大事なことである。韓国の乳幼児教育課程では、子どもの家(以下、保育園と明示)と幼稚園がある。

保育園は保健福祉部傘下の幼児教育機関で、乳幼児法の影響を受けている。保育を目的とし、ケアが必要な0歳～小学校入学前の子どもたちが対象である。一方、幼稚園は教育部所属の小学校以前の学校施設で、国が定めたカリキュラムに従って教育部の奨学指導を受けている。満3歳～小学校に入学する前の子どもたちが対象である。

しかし、「障害者などに対する特殊教育法」第3条^(注1)では、満3歳～満17歳の特殊教育対象者を義務教育を受ける権利があると規定している。しかしながら、特殊教育機関を「幼稚園・小・中・高の教育課程を教育する特殊学校及び特殊学級」と明示したことで、保育園の障害乳幼児に対して差別が生じている。

2018. 11. 01. のエイブルニュース⁽¹⁷⁾は、上記の問題について次のように述べている。

特殊教育法を改正して保育園を特殊教育機関に含ませ障害幼児の義務教育の保障を強化すべきだという主張が提起された。厳弁護士によると、特殊教育法上、満3歳以上5歳未満の障害幼児は義務教育対象者だ。障害幼児は義務教育の保障を受けるために特殊教育機関「幼稚園、小学校、中学校、又は高校の過程を教育する特殊学校及び特殊学級」課程に属さなければならない。しかし、幼稚園で特殊教育を受ける特殊教育対象者の数は非常に少ない状況だ。教育部「2018年特殊教育年次報告書」を見ると、特殊教育を受ける特殊教育対象幼児は5630名に過ぎない。その詳細は、特殊学校内の幼稚園994名、幼稚園の特殊学級3058名、幼稚園の通常学級1628名である。さらに厳弁護士の説明によると、幼稚園と保育園の管轄がそれぞれ教育部と保健福祉部に分離されており、統合された正確な統計は見当たらないが文献を総合すると障害幼児の70～80%は、実質的な義務教育を受けていない。特に、特殊教育法に定められた義務教育における「みなし規定」も障害幼児の義務教育の実効性に足かせになっている。第19条第2項は、特殊教育対象者が大統領令で定める一定の教育要件を備えた保育園を利用する場合、幼稚園過程の義務教育を受けたものとみなしている。解釈すれば幼稚園と保育園は本質的に違うが保護者が保育園に行かせる場合、子供に対する義務教育を行う義務をしたものと同一の効果を与えるという意味だ。言い換えれば、特殊教育対象者に関して保護者の義務を果たしたとみなすということだ。保育園は障害幼児の最も重要な義務教育機関であるとみなされているにもかかわらず、国家は義務教育を実施する責務の対象機関とは考えていない。そのため保育園の障害幼児に関しては教育部からの支援が得られず、特殊教師の確保ができずにおり、その影響は障害幼児と保護者が被っている。このような問題に対し、厳弁護士は現行の特殊教育法の改正案を提示している。その内容は、第2条第10項に保育園を特殊教育機関に含め、義務教育に関する規定である第3条(義務教育など)に保育園を追加して、障害幼児が保育園で義務教育を受ける権利があることを明示するというものである。さらに改正案には、特殊教育機関ではないはずの保育園を利用した障害幼児の保護者が義務を果たしたと見る第19条第2項の但し書き条項を削除する内容が盛り込まれた。厳弁護士は、障害幼児も非障害幼児と同様に教育を通じて社会の構成員としての役割ができる機会を提供されるべきだとしている。実質的な選択権がないまま保育園を利用せざるを得

なかった数多くの障害幼児は、これまで発達における決定的な時期に十分な体制のもとにない場所におかれた期間を義務教育を受けたものとみなされたと指摘した。

この問題において、政府と政界は深刻な人権問題と認識するべきであり、障害幼児に対して平等な義務教育の機会を保障するべきである。特殊教育対象者に対する義務教育をなぜ満3歳から始めたのかその理由を再検討されるべきであろう。また、幼児支援において担当する教育機関が異なるという課題もある。障害幼児教育において、一貫した支援が受けられることができるような環境をつくる必要がある。

10. 特殊教育に関する研修はどのようなテーマを中心として行っているか？また年間何回、何時間行っているか？

―忠清北道（チュンブクド）特殊教育院で研修を進行している。例えば、教育課程研修、情報研修、通常学校管理者（校長）・教師・保護者研修などを行っている。

2018年度忠清北道（チュンブクド）特殊教育院の研修プログラムを見ると大きく3つの研修を行っている。1つは「管理者及び教育専門職研修」で、年3回（2月、4月、9月）幼・小・中・高・特殊学校校長（教頭）及び教育専門職を対象に行われる。運営方針として、教育専門職員の特殊教育専門性及び職務能力を高めることと学校管理者の特殊教育に対する理解及び認識を高めることである。2つは「教師研修」で、年2回（2月、8月）特殊教師及び統合学級教師を対象に特殊教育教員の教授・学習方法に対する専門性を高めること、統合教育遂行力量強化に向けた多様な研修課程の運営について行っている。3つは「保護者研修」で、年2回（5月、10月）特殊学校（級）保護者を対象に正しい障害児童・生徒養育方法研修を通じて肯定的な教育方向設定及び特殊教育政策に対する肯定的な認識を高めることを目的に行っている⁽¹⁸⁾。

11. 特殊教育の授業・学習活動の支援に向けてどのような働きを行っているか？

―学校で教育課程を編成し、それにしたがって教育活動が進行されている。教育庁の支援としては、オーダーメイド型奨学金支援と学校活動予算支援、また専門的学習共同体支援として教師の授業研究活動と討論を通じて行っている。

忠清北道（チュンブクド）教育庁特殊教育運営計画では、学校教育課程運営の自立性を拡大して「地域与件及び障害特性を反映した学校教育課程編成・運営支援」、「特殊学級及び統合学級教育課程編成・運営支援」、「特殊教育対象者乳幼児の発達段階・障害特性を考慮した教授・学習資料支援」、「障害類型・程度を考慮した補完資料及び統合教育教授・学習資料補給」、「特殊教育の教育課程研修」⁽¹⁹⁾などを運営計画している。

12. 特殊教育対象者の就職について関連機関との協力をどのような内容で行っているか？

―特殊教育院の進路・職業チームで進行し、職業リハビリ担当者がおり児童・生徒の職業評価を支援している。協議体として自治体と障害者公団がある。

特殊教育院進路・職業チームの中に職業リハビリ担当者は4つの教務を行っている。1つは「職業評価室、サイバー体験室（ビデオテープレコーダ）を運営」として職業評価結果資料管理を行う。2つは「障害児童・生徒就職支援」として進路・職業プログラム運営及び進路相談、障害児童・生徒就職支援地域社会協議体、障害児童・生徒地域内就職場構築及び管理、障害児童・生徒学校内就職事業支援などを行っている。3つは「進路・職業行事及び大会運営」として進路・職業教育成果評価報告会支援を行っている。4つは「障害児童・生徒転換教育チーム支援」などである⁽²⁰⁾。

また、地域別に韓国障害者雇用公団があり事業として、障害者が職業生活を通じて自立できるように支援し、障害者の雇用促進及び職業リハビリ業務を効率的に遂行するためである。

13～17については特殊教育支援センターで支援を行っている。

13. 特殊教育対象者について相談支援を行っているか？
14. 特殊教育対象者について家族支援を行っているか？
15. 特殊教育対象者について人的補助支援を行っているか？
16. 特殊教育対象者について福祉機器支援を行っているか？
17. 特殊教育対象者について学習補助機器支援を行っているか？

—特殊教育支援センターで行っている。

特殊教育支援センターは大きく4つの事業を行っている。1つは、特殊教育対象児童・生徒の発見及び情報管理である。2つは、特殊教育対象児童・生徒の診断・評価の遂行である。3つは、特殊教育対象児童・生徒の選定・配置である。4つは、特殊教育関連サービス及び活動支援である。このため、地域社会障害者及び特殊教育対象児童・生徒家族相談（問13、14）、通常学級・特殊学級及び特殊学校内の特殊教育対象児童・生徒の教授戦略及び方法支援、特殊教育対象児童・生徒放課後教育活動支援、在宅及び施設内特殊教育対象児童・生徒巡回教育実施、特殊教育対象児童・生徒治療教育サービス提供（問16）、補助工学機器貸（問17）与及び情報提供、特殊教育補助人材支援（問15）及び研修、通常学校教員及び特殊教員対象特殊教育現職研修、特殊教育対象児童・生徒進路・職業教育支援、地域社会及び学校対象障害認識改善活動が行われる⁽²¹⁾。

18. 特殊教育対象者について通学支援及び情報アクセス支援を行っているか？

—特殊学校は、通学バスを運営している。通常学校では、一日児童・生徒2回、保護者4回分の公共交通費を支援している。

情報アクセス支援については回答ない。

特殊教育対象者は毎年増加しているが、通学時間を片道1時間以上をかけて学校に通う児童・生徒がいる。2018年通学所要時間別⁽²²⁾によると、全国2万4994名の通学対象者のうち、通学時間が片道1時間を超える場合が1853名で7.4%に達している。忠清北道（チュンブクド）の場合は、1192名のうち通学所要時間が30分以内は662名（55%）、1時間以内389名（33%）、1時間以上2時間以内は148名（12%）である。これは、17地域のうち14番目に多い数値である。通学時間を多くかけざるを得ないことは、本人はもちろん保護者への負担も大きく、改善しなければならないことの一つである。

19. 特殊教育について情報や広告はどのような方法で行っているか？

—特殊教育院に行けばわかるようになっている。

忠清北道（チュンブクド）特殊教育院の開院により、特殊教育政策及び特殊教育標準マニュアル開発と障害児童・生徒の人権保護など特殊教育サービスを総合支援する機能を備えており、これから忠清北道（チュンブクド）の特殊教育水準を大きく引き上げるものと期待される。

20. 特殊教育支援センターの設置・運営にあたって困っていることは？

—特殊教育教員の確保不足により人材確保に困難が生じている。

21. 特殊教育について地域住民らの認識や関心はどのような状態か？

一地域住民まで拡大して話すことは難しいが、特殊教育対象者の保護者らは特殊教育支援センターが特殊教育を支援していることは認識していると思う。特殊教育対象者の保護者は学校を通じて支援を受けているとともに特殊教育支援センターを通じて支援を要求する場合も多くなった。

2017年7月、韓国で大きく話題になったニュースがある。それは、ソウル市教育庁が江西区（カンソグ）の特殊学校設立と関連住民の意見を聞くために開いた討論会で、特殊学校の設立に反対する地域住民らに特殊教育対象者の保護者達がひざまずいて泣きながら特殊学校の設置を訴えたことである。地域住民らは特殊学校の設置には反対しないが、自分らの地域に設置するのは反対だということである。また、地域の特性上、地域に合った国立漢方医療院が設立されるべきだということを主張したのである。特殊教育において地域住民の反対により特殊学校の設立が困難となり、障害児童・生徒の遠距離通学、過密学級の発生など教育環境の悪化への対応が急がれる状況である。

このような状況においては、政府、自治体、教育界そして地域社会が特殊教育の問題解決に向けて議論すべき課題である。また各方面において特殊教育及び障害に対する正しい認識と高い関心を持つように努力するべきである。

22. 現在、特殊教育予算についてどう思うか？

一去年、特殊教育予算に対する報告書に教育庁で行われていない事業（統合支援、治療支援など）を乗せなかったことで忠清北道（チュンブクド）教育予算が低く記載されている。例えば、定員の期間制（補助員）の件費は反映しなかったのである。また、教育庁内でも特殊教育事業によって、担当する部署が分かれている。進路・職業特殊教育課（統合、補助人材支援）、教育福祉課（学校制服、修学旅行費、就職事業）、企画課（学校基本経費）、特殊教育院（学校基本支援）など部署によって特殊教育事業が分かれていることから特殊教育事業の報告がまとまらないこともありうる。

現在、特殊教育予算は十分ではないと言えるが、現場の教師達は予算が足りないと思っていない。保護者らは特殊教育支援について細かいことはわからない。教育活動を行っている教師らはこのくらいで十分、不足していないと思っている。ただ、教師は補助員が不足していると思っているだろう。

教育庁担当者は「予算は十分とはいえないが、現場は足りていると思っている」というが、これはあくまでも、予算を配分する側の意見である。現場の教師を管理する立場の各学校の校長によると、予算が充分であるという意見は少ない。日々の学校運営を維持していくことに関しては大きな問題はないが、施設、設備面においては足りていないという。この意見の相違はある程度仕方のないことかもしれないが、教育庁と学校現場のあまりに大きな意見の違いは今後の特殊教育のあり方に悪い影響をもたらすように思える。例えば、統合教育を推し進めて障害児童・生徒を社会の一構成員としていくのか、それとも分離教育で各児童・生徒の障害程度にあった教育にするのか、といった大きな問題がある。また、補助員の力量はどのようにしてあげていくのか、それは誰がどういう予算で行うのかといった問題までさまざまである。

22. 特殊教育において今後の目標及び課題は何がありますか？

一障害理解教育と特殊学校拡大などこれからは、特殊教育支援が量だけではなく質を高めることを期待し、努力している。

【考察】

1. 地域ごとの教育予算と各問題の関係

今回の調査では、韓国における特殊教育の現状を財政上で地域差を確認することはできなかった。特殊教育の抱える問題は多岐にわたっており、財政面だけを比較してもあまり解決にはつながらないことが判明した。予算が無関係ではないにしても問題の原因の一部を表しているのみであろう。諸事情により、教育庁へのインタビューが忠清北道（チュンブクド）のみとなってしまう、他の地域の意見が聞けなかったという事情もある。しかし、たまたまタイミングが合ってしまったことであるが、インタビューを申し込んだその直前に江原道（カンウォンド）において不幸な事件^(注2, 3)が表面化していたことも問題の一例であり、財政的な資源の問題だけは解決できない状況に障害児童・生徒とその家族が置かれていることを表していると言える。江原道（カンウォンド）の教育庁へのインタビューができなかったのは残念であるが、むしろこのことによって特殊教育あるいはそれに携わっている者や教育を受けている児童・生徒やその家族の置かれた状況を考えさせられる。この事件は2014年からベテランといえる年齢の教師によって行われていたものが4年もの間、表面化せずにいたものである。今回、たまたま表面化しただけであり、これ以外にも大小の隠された問題が多くあるのではないか。また、これは江原道（カンウォンド）に限ったことなのか。江原道（カンウォンド）の特殊性については今回の調査では明らかにはできなかったが、ただ予算面においては他の地域に比べてもかなり裕福といえる地域である。このような事件はむしろどこにでも起こることだということは想像できることである。

2. 統合教育と重度・重複障害の増加

忠清北道（チュンブクド）教育庁の担当者には非常に丁寧にインタビューに答えてもらったが、統合教育面ではむしろ通常学校において障害児を受け入れることで混乱が生じているという意見であった。これは容易に想像できることであり、受け入れる側の教師、児童・生徒、その親や地域の人々による障害への理解がなければならず起こる問題といえる。さらに担当者は、重度・重複障害が増加傾向にあるとも言っている。統合教育という理念と、重度・重複障害児童・生徒の増加（していると多くの人が感じている）という現実、どのように受け止め、どのように具体的に支援を進めることができるのであろうか。今後の課題である。

3. 統合教育の理念と現実の矛盾

統合教育をより積極的に推し進めて障害児童・生徒を社会の一構成員としていくのか、それとも分離教育をより細分化し、各児童・生徒の障害程度にあった教育にするのかについては、理想と現実との矛盾が指摘される。

何人かの学校長が、特殊学校の規模が大きすぎてキメの細かい教育ができていない、具体的には、小・中・高の分離や、個別教育と障害特性に合った教育をするべきという意見を持っている。これは統合教育の理念とは逆の方向に向かうものであるが学校長からの口からは統合教育という言葉に関する理想、理念は全く聞かれなかった。教育現場に近いところにいる教師ほどこの傾向が強いようである。

忠清北道（チュンブクト）教育庁の担当者の意見としては統合教育によってクラスや児童・生徒周辺に混乱が生じているとのことであった。

以上のように、教育庁（担当者）と教育現場の学校長のいずれもが、積極的に統合教育の理念や基本的な方向性について語ろうとしていない。統合教育の理念は理解するが、教育現場の混乱は避けたいという意識が教育庁、学校長どちらにもあるように思われる。統合教育を掲げなければいけないのはわかっており、形はつくるが本音としては分離教育が現実的だと考えているようだ。未来の社会の在り方までを考えることはできないので、とりあえず目先の問題の解決を目指すことになる。統合教育という実現困難な旗を持たされて、分離教育の道を歩いていると言えよう。しかも、その本音と建前の現実が悪い意味で教育庁（担当者）、学校長などに共有されている。

障害児童・生徒の社会参加を目指し、社会の一構成員とし、さらに障害者への理解を深めるという理想からいえば、一般児童・生徒と障害児童・生徒の“分離”は最小化するべきであろう。しかし現実には、教育に関わる人たち（教育庁、学校長など）が統合教育を目標としているようには見えない。むしろ、より分離を進めるべきであるという考えのようだ。確かに分離を進めることによって障害児童・生徒に対するキメの細かい教育はある程度実現できるかもしれないし、一般学校の教育現場の混乱は避けることができる。でも、社会参加ができる可能性を持った障害児童・生徒が将来、社会の担い手としての構成員になることは、より難しくなることを意味する。また社会の障害への理解が深まることはなく、差別と偏見の中で障害児童・生徒の社会参加はさらに手の届かないものとなっていく。無理解からくる差別と偏見によって、ある特定の人たちを社会の構成員から排除することは社会的損失ではないのか。現場の声を聞き入れた上でさまざまな方向を検討することは当然であるが、現場の意見だけでは、まず社会をどのようにするべきかという理想が抜け落ちてしまうのではないだろうか。

【今後の課題】

韓国の特殊教育における今後の課題は、障害児童・生徒を、差別や偏見によって、社会の構成員から外さないようにすることである。これまで教育現場は障害児童・生徒に合った教育を模索しながらやってきているが、結果として彼らを社会から隔離する方向に向いているのが現状のように思われる。幼少期から社会から隔離された彼らが、一定の年齢になったときに突然社会参加をすることは大変な努力を要することになる。また、彼らを受け入れる社会はそれまで隔離されていた彼らに対して親和性をもちにくいであろうから、差別と偏見につながりやすい。特殊教育に関わる人たちがどれほどまじめに障害類型に合わせた教育をしてもそれは障害児童・生徒を社会の構成員とすることにはつながっていない。ましてや、少子化が進む中、重度・重複障害者は増え続けている（と多くの人が考えている）韓国の状況では、社会構成員の人口比率は下がり続け、排除される人は増えていくということである。障害児童・生徒を隔離する施設を充実、拡大していく方法は考え直す時期に来ていると言える。

一方、統合教育によってこれらの問題を解決しようというのは、充分価値のあることだと考える。学校教育現場で障害者と非障害者が共に過ごす時間をより多くし、その内容を

充実させる方法を進めるべきであろう。もちろん特殊教育に関わる人だけで解決できないし、教育界全体でもそれは不可能だと考える。それは政治の問題であり、社会全体で向き合う問題だからである。しかし、特殊教育に関わる人たちが現在のように統合教育をとりあえずの建前としかとらえていない状態では、政治も社会も変わりようがない。統合教育か分離教育かではなく、統合教育の中で障害特性に合わせた教育を考えるべきである。重要なのは、分離教育が障害児童・生徒を学校社会や一般社会から隔離することになるのを避けることである。

「障害者などに対する特殊教育法」が制定されて10年がたつが、特殊教育も社会もそれですぐには変わったわけではない。これから統合教育のありようの具体的なロードマップを明確に示すことが大事である。そしてそこでは、量的な側面はもちろんだが、教育の質こそが担保されるものでなければならない。

今後、現場の特殊教師と一般学校の教師の状況や意見、考え方をまとめ、統合教育の現状を調査し、今回の調査とあわせてこれからの障害児童・生徒への支援のあり方と社会との関わり方を検討していきたいと考える。

参考資料及び注

(参考資料1) 韓国の地図

http://www.kampoo.com/map/south_korea_map_dosigundo_japanese.pdf

(注1) 「障害者などに対する特殊教育法」第3条（義務教育等）第1項、特殊教育対象者に対しては、「教育基本法」第8条にもかかわらず、幼稚園・小学校・中学校及び高等学校課程の教育は義務教育とし、第24条による専攻科と満3歳未満の障害幼児教育は無償とする。第2項、満3歳から満17歳までの特殊教育対象者は、第1項による義務教育を受ける権利を持つ。ただし、出席日数の不足等により進級又は卒業ができず又は第19条第3項により就学義務を猶予し又は免除を受けた者が再就学する際のその学年が就学義務を免除又は猶予されずに就学を続けたときの学年と差がある場合には、当該年数に合わせた年齢まで義務教育を受ける権利を持つ。第3項、第1項による義務教育及び無償教育にかかる費用は、大統領令で定めるところにより国家または地方自治体が負担する。

「障害者などに対する特殊教育法」第18条（障害幼児の教育支援）第1項、3歳未満の障害幼児の保護者は、早期教育が必要な場合、教育長に教育を要求することができる。第2項、第1項による要求を受けた教育長は、特殊教育支援センターの診断・評価結果をもとに満3歳未満の障害幼児を特殊学校の幼稚園課程、幼児学級または特殊教育支援センターに配置することができる。第3項、第2項によって配置された障害幼児が医療機関、福祉施設または家庭などにいる場合は、特殊教育教員及び特殊教育関連サービス担当人材などに巡回教育を提供するようにすることができる。第4項、国及び地方自治体は、障害幼児のための教育環境を改善し、設備を整備するために努力しなければならない。第5項、その他、障害幼児の教育支援に必要な事項は大統領令で定める。

(注2) 2018年9月3日～18日の間、江原道（カンウォンド）、忠清北道（チュンブクト）、ソウルの教育庁の特殊教育担当者に対し、インタビューの申し入れを行った。しかし、ソウルは、各市・道教育庁の特殊教育運営計画に掲載した事業しか行っておらず、インタビュー要請は一切受けていないとのことであった。また、江原道（カンウォンド）は、2018年7月同地テベクにおける44歳の特殊学校教師による2人の障害児生徒に対する性的暴行事件が発生しており、この事件の影響でインタビューに応える時間がないとのことであった。

(注3) cnbNEWS (2018.7.12記事)「江原道の特殊学校教師、知的障害の生徒に授業中“性的暴行”ドガニ」江原道太白（カンウォンド・テベク）所在のある特殊学校の教師が、知的障害のある女子生徒に数年間性的暴行を加えたという疑惑が提起された。被害生徒は、“該当教師が授業中、教室でも自分を教師席へ呼び出し、性的関係を持った”と主張した。JTBCニューズルームの報道によると、今月11日に江原道太白郡にある特殊学校で勤務する朴教師（44）が、同校の女子生徒2人を数年

間常習的に性暴行してきたという。女子生徒2人を数年間常習的に性的暴行をしたという通報があり、警察が捜査に乗り出したと報じている。報道によると、A容疑者は警察の取調べで、“2014年当時、職業教育科目を担当していた朴教師は、中学校1年生だった自分を学校の体育館に呼び出し、初めて性的暴行を加えた後、学校内で時と場所を問わず常習的に性暴行をした”と供述した。寄宿学校にいたAさんは、“夜も随時呼ばれ、性的暴行を受けた”と主張した。それとともにAさんは“とても嫌だと拒否したが、先生が強制的にやった”と話した。Aさんは“授業中に子どもがいるとしても、子どもたちはコンピューターと自分だけ呼んで先生の席でしたことがある”と暴露し、衝撃を与えた。

http://www.cnbnews.com/news/article_print.html?no=379432

参考・引用文献

- (1) 2017年度江原道（カンウォン）教育統計主要指標
http://www.gwe.go.kr/user/boardList.do?command=view&page=1&boardId=1911&boardSeq=1346964&id=open_060200000000
- (2) 2017年度忠清北道（チュンブクド）教育統計主要指標
<http://www.cbe.go.kr/site/archive/sub.php?menukey=513&mod=view&no=513303&cate=00001036>
- (3) 2017年度ソウル教育統計主要指標 <http://statistics.sen.go.kr/>
- (4) 韓国教育部「2018年定期国会報告資料」『2018年特殊教育年次報告書』教育部特殊教育政策課
- (5) 2018年特殊教育統計、教育部、教育部印刷
- (6) 韓国日報（2019.1.14コラム）「障害児ママ、社会に叫ぶ」『一般学級内障害児、クラスの友達と一緒に勉強することが統合教育ではないでしょうか』
<http://www.hankookilbo.com/Cmm/Cmm/Print>
- (7) 忠清北道（チュンブクド）特殊教育院「忠清北道（チュンブクド）特殊教育院紹介」組織図『組織及び教務』<http://sp.cbe.go.kr/home/sub.php?menukey=505>
- (8) 2018年度特殊教育年次報告書「付録Ⅰ市・道教育庁特殊教育運営計画」(274ページ参考)
- (9) トゥサン百科
<https://terms.naver.com/entry.nhn?docId=1133896&cid=40942&categoryId=31724>
- (10) 法律用語辞典
<https://terms.naver.com/entry.nhn?docId=3657796&cid=42131&categoryId=42131>
- (11) 2018年度特殊教育年次報告書「付録Ⅰ市・道教育庁特殊教育運営計画」(270ページ参考)
- (12) 教育科学技術部（2008）「障害者などに対する特殊教育法令」『解説資料』ソンミョン印刷（364ページ参考）
- (13) 2018年度特殊教育年次報告書「付録Ⅰ市・道教育庁特殊教育運営計画」(268ページ参考)
- (14) 2017年障害者実態調査「政策報告書2017-90」福健福祉部
- (15) ノーカットニュース（2018.4.20記事）「障害者の日」『障害大学生には針の穴のような就職の扉』
<https://www.nocutnews.co.kr/news/4957716>
- (16) キョンナム教育（2017-293）「障害乳幼児早期発見及び適合配置」『ガイドブック』慶尚南道（キョンサンナムド）教育庁（24、27ページ参考）
- (17) エイブルニュース（2018.11.01記事）「義務教育保障死角地帯に置かれた障害幼児」『特殊教育法改訂、保育園特殊教育機関に含む必要』
<https://blog.naver.com/dodamlaw/221392034453>
- (18) 忠清北道（チュンブクド）特殊教育院「研修及び教育」『研修プログラム紹介』参考
<http://sp.cbe.go.kr/home/sub.php?menukey=539>
- (19) 2018年度特殊教育年次報告書「付録Ⅰ市・道教育庁特殊教育運営計画」(267ページ参考)
- (20) 忠清北道（チュンブクド）特殊教育院「忠清北道（チュンブクド）特殊教育院紹介」組織図『組織及び教務』<http://sp.cbe.go.kr/home/sub.php?menukey=505>
- (21) 韓国郷土文化電子大全「特殊教育支援センター」デジタル釜山文化大全、特殊教育支援センター
<http://www.grandculture.net/>
- (22) イチャヨル議員室（2018.4.1基準）「通学所要時間別」参考
<http://www.ablenews.co.kr/News/NewsContent.aspx?CategoryId=0020&NewsCode=002020181011092915266766>